

平成27年 7月29日

平成 27 年度自動車検査独立行政法人調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、自動車検査独立行政法人は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度自動車検査独立行政法人調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 自動車検査独立行政法人における平成 26 年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 238 件、契約金額は約 40.2 億円である。また、競争性のある契約は 181 件 (76.1%)、約 35.7 億円 (88.8%)、国との三者契約等の競争性のない契約は 57 件 (23.9%)、約 4.5 億円 (11.2%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のある契約及び競争性のない契約いずれも件数・金額が減少となっている(総件数は 25.9%減、総計金額は 26.1%減)が、これは主に審査上屋にかかる工事案件及び契約金額の減少(件数 77 件→46 件(31 件減)、契約金額 14.4 億円→8.7 億円(5.7 億円減))によるものである。

表1 平成 26 年度の自動車検査独立行政法人の調達全体像 (単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.0%) 247	(76.8%) 41.8	(74.8%) 178	(88.3%) 35.5	(△27.9%) △69	(△15.1%) △6.3
企画競争・公募	(0.9%) 3	(0.4%) 0.2	(1.3%) 3	(0.5%) 0.2	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(77.9%) 250	(77.2%) 42.0	(76.1%) 181	(88.8%) 35.7	(△27.6%) △69	(△15.0%) △6.3
競争性のない随意契約	(22.1%) 71	(23%) 12.4	(23.9%) 57	(11.2%) 4.5	(△19.7%) △14	(△63.7%) △7.9
合計	(100%) 321	(100%) 54.4	(100%) 238	(100%) 40.2	(△25.9%) △83	(△26.1%) △14.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 自動車検査独立行政法人における平成 26 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 76 件 (55.1%)、契約金額は約 8.6 億円 (35.4%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数・金額ともに割合が小さくなっている

(件数は 30.9%の減、金額は 44.5%の減)が、平成 26 年度の競争契約案件に占める一者応札案件は前年度に引き続き半数以上を占めている。この一因として、自動車検査用機械器具の校正業務等の仕様が特殊技術を要する(76件中59件)ことが挙げられる。

表2 平成 26 年度の自動車検査独立行政法人の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	81 (42.4 %)	62 (44.9 %)	△19 (△23.5 %)
	金額	13.0 (45.6 %)	15.7(64.6 %)	2.7(20.8 %)
1者以下	件数	110 (57.6 %)	76 (55.1 %)	△34 (△30.9 %)
	金額	15.5 (54.4 %)	8.6(35.4 %)	△6.9(△44.5 %)
合 計	件数	191 (100%)	138(100%)	△53(△27.7 %)
	金額	28.5 (100%)	24.3(100%)	△4.2(△14.7 %)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、審査上屋における改修等工事関係及び事務用品に関する調達関係の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 審査上屋における改修等工事に関する調達

審査上屋における改修等工事に関する調達について、一般競争入札を行った結果一者応札となったことから、平成 27 年度においては、新たに以下の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【競争契約に占める一者応札割合】

① 入札参加辞退した事業者に対し、辞退した理由等を聴取し、平成 27 年度案件においては聴取した理由等を反映させて仕様の見直しを図る。

### (2) 事務用品に関する調達

事務用品に関する調達について、官公需法の観点から、中小企業との契約が大企業との契約と比べて実績が少ないが、平成 27 年度においては、少額随契案件も含めた契約において積極的に中小企業・小規模事業者に対して調達を図り、官公需契約全体における中小企業との契約実績比率の向上を目指す。【毎年度実施される官公需実績調査】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人本部内に設置された調達等合理化検討会(総括責任者:総務・経営管理担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 管内検査部あてに作成した会計業務マニュアルに談合等の不祥事に関連する資料を追加し発生防止に努める。

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を国土交通大臣に報告し、国土交通大臣の評価を受ける。国土交通大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・経営管理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務・経営管理担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	会計課長、会計課長補佐、会計課契約係長 技術課長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2ヵ年度連続の一者応札・応募案件や特命随契等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、自動車検査独立行政法人のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。